第4章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

高崎地域の水道は、昭和 38 年から給水を開始して現在に至っている上水道施設と平成 5 年から給水を開始した笛水地域簡易水道に区分される。これらの平成 20 年度末の給水戸数 は、4,120 戸、給水人口は 10,067 人で、普及率は 94.3%となっている。水の需要は社会経済の発展とともに年々増大し、特に需要の多い夏期には、1 日 5,701㎡ を供給している。

施設建設以来 30 年以上経過し、老朽化しているため、漏水防止も含めた老朽化石綿管 80,284mを平成 5 年度より布設替しており、平成 15 年度までに 70,500mを完了した。残り についても、今後は限りある水資源の大切さを考慮しつつ、年次計画的に布設替を実施する 必要がある。

(2) 下水道等

高崎地域の公共用水域の水質悪化の主な原因は、ほとんど未処理のままの生活雑排水と畜産排水によるものと思われる。このような中で、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、生活排水等の処理については公共下水道、浄化槽等による効率的、計画的な推進を図る必要がある。

(3) 環境衛生

河川の水質汚濁の原因の一つである生活雑排水については、浄化槽設置整備事業補助金を 交付するなど合併浄化槽設置の普及を図り、水質の浄化に取り組んでいる。

水道資源・工業・農業用水等については、その多くを地下水に依存しているが、水量及び 水質の面で地下水環境の悪化が懸念されるため、地下水保全に努める必要がある。

ごみ処理については、可燃ごみ・可燃性粗大ごみを清掃工場で処理している。不燃ごみ・ 不燃性粗大ごみ・資源ごみは都城市リサイクルプラザで処理し、また、ブロック片や焼却灰 等埋め立て処分は都城市高崎一般廃棄物最終処分場で処理している。

また、不法投棄禁止やビニール等の屋外焼却禁止については、今後も啓発を推進し環境に 対する市民の意識を高めることが必要である。

(4) 消防防災施設

高崎地域の消防防災体制は、常備消防として都城市消防局北消防署高崎分署が設置され、職員 14 名の配置及び消防ポンプ自動車 1 台と高規格救急自動車 1 台が配備されている。また、非常備消防として 7 部、157 名からなる消防団で構成されている。消防施設の整備状況は表 4-1 のとおりとなっている。

表 4-1 消防施設整備状況 (高崎地域)

(単位:人、台、基)

				• - / - /					<i></i> ,
区分		本部	1 部	2 部	3 部	4 部	5 部	6 部	計
可	員	12	33	22	22	28	20	20	157
消防指揮広幸	设 車	1							1
水槽付ポンプ	プ車	1							1
小型ポンプ付水	槽車		1						1
ポンプ自動	」車		1						1
水槽付積載	主車			1	1	1	1	1	5
小型ポンプ軽積	載車							1	1
小型ポン	プ			1	1	1	1	1	5
防火水槽(40-	t)		15	12	10	11	11	10	69
防火水槽(20-	t)	4	7	7	9	8	6	11	52
消火栓(公割	殳)	6	35	2	6	4		3	56
消火栓(基準外	小)	4	43	40	31	40	17	13	188

資料:高崎総合支所総務課

消防自動車等の整備を年次的に行い施設の充実を図っているが、消防水利の基準に対する 充足率は48.8%と低く、今後とも計画的な整備を図る必要がある。

また、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合における情報伝達手段としての情報網整備が望まれている。

(5) 住 宅

高崎地域の市営住宅は、公営住宅 282 戸、教職員住宅 18 戸、市単独住宅 2 戸、特定公共 賃貸住宅 8 戸、山村定住住宅 18 戸、合計 328 戸となっているが、概して住宅の老朽化が進 展している状況である。

これまで、老朽化の著しい住宅の計画的な建て替えを進めるとともに、定住と地域の活性化を目的とした山村定住住宅の建設などに取り組んできたところである。また、低価格な宅地の分譲も取り組んでおり、今後、より住み易い居住環境の提供に努める必要がある。高崎地域の恵まれた自然の中に、都会にはないゆとりのある居住の場所等の生活環境が整備されれば、農村地域の魅力がより一層増し、そのことにより、U・J・Iターンの促進につながると思われる。

今後は、コストや管理面のバランスを勘案し、福祉・若者定住の両面から総合的に住宅環境の整備を進める必要がある。

(6) 土地区画整理事業

高崎地域の中心市街地は、個々に住宅建設が進み、進入道路、排水施設、公園、緑地などの生活基盤の不足や未整備等により居住環境が悪化しつつある。また、商店街については、国道沿いに密集しているため、駐車場も不足している現状である。このようなことから、受益者に理解を得ながら、密集した既成市街地を再編成し、宅地の利用増進と商店街の活性化を図るため、施行中の新田土地区画整理事業を積極的に推進する必要がある。

2 その対策

(1) 水 道

- ・道路整備事業に対応しつつ計画的な石綿管の布設替を進める。
- ・良質で安全な水を安定して供給できるよう、水源の確保、保全、水質の向上に努め施 設の適正運営を図る。

(2) 下水道等

・国や県に対して財政支援の強化を要望しつつ、年次計画的に公共下水道事業、浄化槽 設置事業の推進を図る。

(3) 環境衛生

- ・住民一人ひとりが自らのごみには責任を持って処理するという自覚とごみ減量化の意 識の高揚に努める。
- ・河川浄化の啓発に努め、健全な河川環境の維持に努める。
- ・地下水位・水質のモニタリング調査を継続するとともに、雨水浸透施設・雨水貯留施 設等の地下水の保全に向けた取組を実施する。

(4) 消防防災施設

- ・消防体制の強化と耐震性貯水槽等消防施設の充実を図る。
- ・地域や職場での防災組織の強化に努めるとともに災害発生時に瞬時に対応できる防災 無線の整備を促進する。
- ・ 急傾斜地や河川沿いなど、災害危険度の高い地域では、不測の事態に対応できるよう に重点的に防災体制の強化を図る。

(5) 住 宅

・人口の動向など住宅需要に見合った計画的な公営住宅の建設を進める。既存の老朽化

の著しい公営住宅の建て替えを促進する。

・若者向けや転入者も視野にいれた定住促進のための特定優良賃貸住宅や高齢社会に対 応した高齢者向け住宅等の整備を進め、併せて優良宅地の分譲を進める。

(6) 土地区画整理事業

・高崎地域の中心地にふさわしい快適でうるおいのある美しいまちにするために、地権 者の理解を得ながら施行中の新田土地区画整理事業の推進を図る。

事業計画 (平成22年度~27年度)

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の	(1) 水道施設	(上水道)		
整備	上水道	送水管整備事業(乙房~大牟田配水池)	市	
		配水管整備事業	市	
		老朽施設更新事業	市	
	簡易水道	(簡易水道)		
		老朽施設更新事業	市	
	(2)下水処理施設	(公共下水道)		
	公共下水道	公共下水道事業 (補助事業)	市	
		公共下水道事業(起債単独事業)	市	
		公共枡布設事業(高崎処理区)	市	
		公共下水道台帳管理事業(高崎処理区)	市	
	(4) 消防施設	(消防施設)		
		常備消防施設整備事業(高崎分署移転)	市	
		常備消防施設整備事業(消防ポンプ自動 車)	市	
		常備消防施設整備事業(高規格救急自車)	市	
		防災基盤整備事業(耐震性防火水槽)	市	
		消防団車両整備事業	市	
	(5) 公営住宅	(公営住宅)		
		公営住宅環境整備事業	市	
		公営住宅建設事業	市	
		ストック総合活用事業	市	
	(6) 過疎地域自	(過疎地域自立促進特別事業)		
	立促進特別事	ごみ収集運搬費	市	
	業	農業集落排水下水道事業(修繕料)	市	
	(7)その他	(その他)		
		新田土地区画整理事業	市	
		高崎総合支所周辺整備事業	市	
		地下水保全対策事業	市	
		雨水浸透貯留施設設置推進事業	市	
		口蹄疫患畜等埋却に係る地下水モニタ リング調査	市	
		公営住宅管理運営費	市	
		山村定住住宅管理運営費	市	